

平成16年4月1日規程第38号

独立行政法人国立病院機構寄附受入規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）が受ける寄附金品の会計経理について適正を期することを目的とする。

(寄附受入の原則)

第2条 国立病院機構は、独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号。以下「機構法」という。）第13条第1項各号に規定する業務に対する寄附に限り、これを受けすることができる。

2 寄附金品は、理事長又は院長（以下「寄附受領者」という。）において受領するものとする。

(寄附の受入)

第3条 寄附受領者は、様式1に定める寄附申出書により、寄附の申出を受けけるものとする。

2 寄附受領者は、寄附申出書に基づき受入の是非を決定し、寄附を受け入れることが適当であると認めるときは、様式2に定める寄附受入書を、適当でないと認めるときは様式2-2に定める寄附辞退書をそれぞれ寄附申出者に送付するものとする。

3 院長である寄附受領者が現金による寄附の申し出を受けた場合であって、その目的が国立病院機構全体に係るものであるときは、前項の規定にかかわらず、当該院長は速やかに寄附申出書の写しを理事長に送付し、その処理について理事長の指示を仰ぐものとする。

4 理事長は、前項の規定により院長から寄附申出書の写しの送付を受けたときは、速やかに寄附の受入の是非を検討し、寄附を受け入れることが適当であると認めるときは、理事長又は院長のいずれにおいて受領するかを決定し、その旨を院長に通知しなければならない。

5 前項の規定により理事長において寄附を受領することとしたときは、理事長は当該院長に寄附を受領するための手続を行わせることができる。

(寄附の受領)

第4条 寄附受領者は、寄附金品を受領したときは、寄附者に対し様式3に定める寄附受領書を送付するものとする。

2 寄附受領者は、寄附受入台帳を備え、寄附金品を受領した場合には速やかに記録するものとする。

3 前項に規定する寄附受入台帳には、寄附申出書に記載された事項及び寄附の用途その他必要と認められる事項を記録するものとする。

(寄附の使用)

第5条 寄附金品は、寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。

(報告)

第6条 院長は、毎年4月10日までに前年度において受領した寄附金品の実績を理事長に報告するものとする。

2 院長は、受領した寄附金品の価格又は金額が理事長が別に定める額以上のときは、前項の報告とは別に寄附金品を受領した後速やかに報告するものとする。

3 前2項の規定により報告する事項は、第4条第2項に規定する寄附受入台帳に記載された事項とする。

4 寄附受領者は、寄附者から当該者の寄附金品の利用状況について照会があったときは、その利用状況を当該者に対し、速やかに報告するものとする。

(その他)

第7条 寄附金品に係る会計経理については、この規程に定めるもののほか、独立行政法人国立病院機構会計規程（平成16年規程第34号）その他国立病院機構の関係規程等の定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。